

村立小・中学校保護者 各位

平田村教育委員会教育長 有賀 真道
(公印省略)

学校再開のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、長期にわたる臨時休校へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

5月14日に福島県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、県教育委員会から学校再開の要請がありました。これを受け、本村ではこれまで村内に感染者が報告されていない状況から、下記のとおり感染症対策を行いながら教育活動を再開することとしました。

つきましては、学校再開にご理解いただきますとともに、再開後の児童生徒の学校生活について、ご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 学校の再開について

- (1) 児童生徒が段階的に学校生活のリズムを取りもどすことができるよう、5月20日(水)から22日(金)までの期間を全校登校日とし、4校時または5校時の授業とします。児童生徒には弁当を持参させるようお願いいたします。
- (2) 5月25日(月)からは短縮授業で、給食も再開します。
- (3) 6月1日(月)から、通常どおりの時程で行います。
- (4) 登下校の時刻や時間割については、各学校から連絡されますので、緊急メール等でご確認ください。

2 感染症対策について

- (1) 毎朝、登校前にご家庭で検温を行うようお願いいたします。発熱や風邪様症状がある場合は、学校に連絡し自宅で休養させるとともに、状況に応じて帰国者・接触者相談センター(Tel 0120-567-747)等の相談機関にご相談ください。
- (2) 児童生徒には、登校時、帰宅時に手洗いを励行させてください。また、登校時には必ずマスクを着用させるようお願いいたします。
- (3) 学校においては、密閉、密集、密接にならないような工夫を行って教育活動を進めます。屋内での活動については、特に換気に配慮いたします。また、多くの児童生徒が触れる場所や共有して使う物品については、適宜、消毒を行います。
- (4) スクールバスについては、感染症対策を取るよう業者に依頼していますが、必ず乗車時にはマスクを着用させるようお願いいたします。また、座席に空きがある場合は、間隔を開けて座るように指導します。

3 その他

- (1) 臨時休業期間が長期にわたっているため、今後の感染状況も踏まえながら、教育活動や学校行事の見直しを進めていきます。特に、授業時数の確保については、国や県からの指示に基づき、各学校の実態を踏まえて対応を検討していきます。計画から大きく変更せざるを得ない状況もありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
- (2) 学校再開後の教育活動の進め方については、各学校から通知されます。何か心配な点、不安などがありましたら、各学校にご相談ください。
- (3) 学校を再開しますが、今後の国全体の感染状況や県内、村内の感染状況によって再度の臨時休業の措置等をとる場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

事務担当 平田村教育課教育課
TEL 0247-55-2969 FAX 0247-55-3567